

善通寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用等)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該

特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 別表第3の第1欄に掲げる照会機関が、同表の第3欄に掲げる提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するとき。

2 前条第4項の規定は、前項第1号の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日条例第3号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (令和3年9月14日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年12月16日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月22日条例第 2 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）の施行の日から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）

機関	事務
市長	善通寺市心身障害者等医療費助成条例（平成20年善通寺市条例第33号）による心身障害者等の医療費助成に関する事務（以下「心身障害者等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
市長	善通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成20年善通寺市条例第34号）によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務（以下「ひとり親家庭等医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
市長	善通寺市子育て支援医療費助成条例（平成27年善通寺市条例第24号）による子育て支援医療費助成に関する事務（以下「子育て支援医療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 （第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	心身障害者等医療費助成事務 であって規則で定めるもの	（1） 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの （2） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

		又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの （3） 生活保護法による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの （4） 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	ひとり親家庭等医療費助成事務であって規則で定めるもの	（1） 地方税関係情報であって規則で定めるもの （2） 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの （3） 生活保護関係情報であって規則で定めるもの （4） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	子育て支援医療費助成事務であって規則で定めるもの	（1） 地方税関係情報であって規則で定めるもの （2） 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの （3） 生活保護関係情報であって規則で定めるもの （4） 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	外国人生活保護実施事務であ	（1） 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	って規則で定めるもの	(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	-------------------	---

		て規則で定めるもの
--	--	-----------

別表第 3 （第 5 条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
市長	外国人生活保護実施事務であ って規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法 律第56号）による医療に要す る費用についての援助に関す る情報であって規則で定める もの